

第21回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 令和2年2月17日（月）
午前10時から正午まで
場 所 宮城県庁4階 特別会議室

第21回宮城県産業振興審議会農業部会 議事録

1 開会

○ 司会

ただいまから第21回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。
開会に当たり、農政部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○ 佐藤農政部長

農政部長の佐藤です。おはようございます。

本日は御多用の中にもかかわらず、第21回宮城県産業振興審議会の農業部会に御出席いただき大変ありがとうございます。

また、今回から新しく加わっていただく専門委員の皆様には、専門委員の御就任を快諾いただき、御礼申し上げます。

これから本部会で御検討いただくことになる、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」については、先月1月29日、この親会である第43回の産業振興審議会というところで、会長の方に、その策定について、知事名で諮問をさせていただいたところでございます。

今後、産業振興審議会での議論と併せて、実質的にはこの本農業部会において、専門的な先生の皆様から、色々な御意見をいただきながら、その中身を検討していきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ここにいらっしゃる先生方、皆様よく農業現場に精通されているので、わざわざ私の方から申し上げるまでもないと思いますけれども、第2期計画、これまで10年間やってきたわけでございますけれども、その10年間で農業人口は3割ぐらい減少してきております。

一方で、東日本大震災という農業関係も大変な被害を受けた震災でございましたけれども、復旧復興はまだ終わってはいないですけども、かなり進んできて、生産額自体でいうと、農業生産額は10年前に比べても、若干増えているという状況まで来ております。農家人口が減っている一方で、売上が増えておりますので、一戸当たりという形でいうと、所得は少しずつ増えているという状況でございます。

また、東日本大震災を受けて、特に沿岸部が中心ですけども、大区画のほ場整備だとか、そういうものを宮城県では進展してきておりまして、全国的に見ても、非常に大区画のほ場整備、汎用化水田なりが整備されており、それに合わせて、100ha規模の大きな農業、土地利用型の農業法人だとか、かなり高度な環境制御等を使った施設園芸も増えてきております。

このように、現状でいうと、少しずつ良い方向に進み始めてはおりますけれども、一方で、先般の日米貿易交渉だとか、TPP11だとか、国際的な農業を取り巻く

環境というのは、非常に厳しい状況になっております。

さらに、農業人口もこの10年で3割ぐらい減少していますけれども、さらにこれからは、今まで宮城県としては仙台市を中心に人口が増えていくような状況にありましたが、これからは逆に減っていくというような状況が来ることとなります。当然、農業人口も、農村地域の人口も、これからさらに加速度的に減っていくことは避けて通れないような現状で、今後10年、どうやって農業・農村というものを、宮城県として、しっかり守っていく、推進していくということを検討いただく、まさに今がその時期なのかなと考えております。

これから事務局の方から、計画の方向性について、「人口減少にどうやって対処していくのか」とか、「生産のバランスがどうなのか」とか、色々御提案をさせていただきますけれども、生産現場で、流通・消費の現場で、日々そういう業務に携わっていらっしゃる先生方の、色々な御意見を伺いながら、今後10年、さらにその先を見越して、第3期の計画を作っていくしたいと思いますので、ぜひ先生方の色々な御知見、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

今後、何回か農業部会でも議論いただきますし、産業振興審議会でも議論いただきますけれども、1年という長丁場になりますけれども、色々な御意見をいただきながら、良い計画を作りたいということで、私からの御挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いたします。

(委嘱状交付)

○ 司会

この農業部会では、先ほどの部長挨拶にもありました通り、産業振興審議会の6名の委員に加えまして、新たに専門委員として5名の方々にお入りいただき、計11名で御審議をいただくことになっております。

今回お願いたしました、専門委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

席順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場に御起立願います。

川村 大樹 様。

後藤 利雄 様。

今野 高 様。

齋藤 昌徳 様。

千葉 卓也 様。

(委員・県職員紹介)

○ 司会

農業部会は、今回が初めての会合ですので、事務局から委員の皆様方と、同席しております県職員を、お手元の出席者名簿により御紹介をさせていただきます。

はじめに、産業振興審議会農業部会の委員の方々を御紹介させていただきます。
東北大学大学院農学研究科 教授 伊藤 房雄 部会長でございます。
せんだい食農交流ネットワーク 代表理事 斉藤 緑里 委員でございます。
株式会社ヒルズ 代表取締役 佐藤 克美 委員でございます。
旬の店シンフォニー 代表 高橋 順子 委員でございます。
みやぎ生活協同組合 地域代表理事 松木 弥恵 委員でございます。
続きまして、専門委員の方々を御紹介させていただきます。
株式会社川村ファーム 取締役 川村 大樹 委員でございます。
加美よつば農業協同組合 常務理事 後藤 利雄 委員でございます。
株式会社宮城フラワーパートナーズ 代表取締役 今野 高 委員でございます。
美里東部土地改良区 理事長 齋藤 昌徳 委員でございます。
有限会社マルセンファーム 代表取締役 千葉 卓也 委員でございます。
なお、本日、有限会社大郷グリーンファーマーズ 代表取締役 郷右近 秀俊
委員は、所用により欠席しております。

続いて、皆様と同席しております県職員を紹介いたします。

農政部長の佐藤でございます。

農政部次長の高橋でございます。

農政部次長の千葉でございます。

農業政策室長の高澤でございます。

農政総務課長補佐（総括担当）兼農業政策室の宮田でございます。

食産業振興課長の諸星でございます。

農政部技術参事兼農山漁村なりわい課長の伊藤でございます。

農業振興課長の金岡でございます。

みやぎ米推進課長の橋本でございます。

園芸振興室長の渡邊でございます。

畜産課長の佐々木でございます。

農政部技術参事兼農村振興課長の原野でございます。

農村整備課長の佐々木でございます。

農地復興推進室長の金須でございます。

（会議成立宣言）

○ 司会

本日の会議ですが、定足数は2分の1以上であり、本日はこの要件を満たしており、成立しておりますことを御報告します。

3 議事

○ 司会

それでは、議事に入りたいと思います。

会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。

部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 伊藤部会長

農業部会の部会長を仰せつかっております東北大学の伊藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私事ですが、この親委員会の宮城県産業振興審議会の委員になって、来年度で10年目を迎えるということで、多分、次はないだろうと思っています。そういう意味では、今回の、この食と農の県民条例に基づく基本計画の策定が、私の最後の仕事になるのではないかと考えております。

状況としましては、先ほど佐藤部長からおっしゃっていただきましたように、おそらくこれから10年20年という間に非常に大きな変化を迎えるだろうと思います。それを見越して、どういった基本計画を作るのか、現在、国の基本計画も3月答申ということで、見直し作業が最終段階に入っていると思いますが、国の基本方針は国の基本方針で、それを大きく逸脱するものではないと思いますが、宮城県には宮城県の基本方針というものがあって、宮城県の独自性といったものも今回しっかり反映できればと思っています。

また、10年後20年後に「何であの時にこういった議論をしなかったのだ」という声が出ないように、しっかりとそれぞれの専門、また現場の皆さんから、10年後のより良い宮城の農業・農村の姿になるよう、忌憚のない御意見をいただきながら、より良い基本計画を作り上げられれば良いなと思います。

どうぞ御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは議事に入っていきたいと思いますが、議事に入る前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議の際に、公開と決定しておりますので、当部会も公開するというので進めさせていただきます。

それでは本日の議題に入っていきたいと思います。

次第に本日の議題が2つあります。「(1) 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について」と、「(2) その他」です。

(1) 「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の策定について

○ 伊藤部会長

最初に「(1) 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 高澤農業政策室長

「資料Ⅰ 第43回宮城県産業振興審議会資料」について御説明させていただきます。

きます。先日開催された産業振興審議会に御出席の委員の皆様については、重複する説明もございますが、御容赦願いたいと思います。

はじめに、「農－資料1 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について」と書かれたA4サイズ両面のものを御覧ください。

「1 趣旨」についてですが、みやぎ食と農の県民条例基本計画は、参考の四角囲みにありますとおり、4つの基本理念「1. 安全で安心な食料の安定供給」、「2. 農業の持続的発展」、「3. 多面的機能の発揮」、「4. 農村の総合的な振興」の実現のため、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するということを目的に策定しております。

第1期計画は、平成13年度から平成22年度までの10か年間の計画として策定しておりまして、平成18年3月に中間の見直しを実施しております。

現計画である第2期計画については、平成23年3月に、平成23年度から令和2年度までの10か年の計画として策定しておりまして、平成28年3月に中間見直しを行っております。

今回の産業振興審議会・農業部会では、令和3年度を始めとする第3期計画の策定について、御審議いただきたいと考えております。この計画は、令和3年度から令和12年度の10年間となります。

第3期計画については、国の「食料・農業・農村基本計画」の検討状況を参考にしながら、県の最上位計画である次期総合計画、これについても令和2年度策定予定でございますが、これらの検討状況を踏まえながら、今年度から検討を進めて、来年度末の令和3年3月に策定する予定としております。

「2 次期計画の概要」の中の「(3) 検討の進め方」については、先月の1月29日に、産業振興審議会において諮問させていただきました。産業振興審議会では計4回、本農業部会でも、本日を含め計4回の会議で御審議・御検討をいただくこととしています。知事への答申は、令和2年12月を予定しております。よろしく願いいたします。

また、農業関係団体や農業者等からの意見交換を行うとともに、庁内においても部内各課の技術補佐からなる庁内組織を中心に検討を行っておりまして、審議会と農業部会での検討素案を作成しているところでございます。

(4) になりますが、基本計画には、条例により定める事項が規定されておりまして、「① 国内自給率向上に向けた県内農産物の生産目標、農地確保の目標面積等、農業・農村振興に関する主要な目標」、「② ①の目標達成に向けた主要な方策及び施策」、「③ その他、農業・農村振興のために必要な事項」ということが、定める事項として規定されております。

資料の裏面を御覧ください。概ねのスケジュールについて記載しております。農業部会は、今回を含め、4月、7月、11月の計4回の開催を予定しております。初回となる本日は、次期計画策定における「視点や目指す方向」について御意見をいただきたいと考えておりまして、次回、4月の会議では、基本計画骨子案と

して、基本構成や施策体系、次期計画のキャッチフレーズなどについて、事務局案をお示ししながら、御検討いただきたいと考えております。その後、3回、4回と、中間案、最終案について御検討いただき、最終的には、12月に産業振興審議会から知事に答申をいただき、2月には県議会に議案提出を行い、年度内の計画策定を目指しております。

続きまして、「農－資料2『第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画』の実績の検証と次期計画の方向性」、A3サイズ3枚ものですが、左の基本項目と施策は、現計画の第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の4つの基本項目とそれにそれぞれぶら下がっている15の施策を書いております。

基本項目は、1ページ目の左に縦書きで「Ⅰ 消費者が求める安全・安心な食料の安定供給」、その下には、2ページ目にかけて「Ⅱ マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展」、3ページ目には「Ⅲ 農業・農村の多面的な機能の発揮」、「Ⅳ 農村の活性化に向けた総合的な振興」ということで、柱を4つ掲げております。

1ページ目に戻りまして、施策については「施策1 農畜産物の安全確保の推進」や、その下の「施策3 競争力のあるアグリビジネス経営体育成の加速化」などから3ページまで、15の施策を掲げております。

その右の第2期基本計画の評価欄には、第2期計画の42の推進指標を掲げておりますが、昨年8月時点の直近の数値の達成状況を記載しております。計画年度は来年度の令和2年度までとなっておりますが、既に、推進指標「⑥ アグリビジネス経営体販売金額」や「⑩ 大規模土地利用型農業法人数」の様に、達成状況が100%を超えているものもありますが、まだ100%に達成していないものもありますので、目標に向け、令和2年度末までに取組をさらに進めてまいりたいと考えています。

中程の欄の「取組」には、第2期計画の43の取組を記載しておりまして、その右の欄の「第2期基本計画の主な検証内容・継続的な視点」については、第2期計画のこれまでの施策や推進指標、取組結果を検証した内容を記載し、今後も継続的に必要と考える視点については、特に太字で記載しております。例えば、1ページの上の方の「適正な衛生管理の徹底」や、その下の「農業・農村に関する県民理解の醸成」、一番下の欄には「生産基盤の整備」や「担い手への集積・集約化」などを挙げております。

その右の欄の「食と農を取り巻く情勢」については、事務局で考えるものをデータも含めながら掲載しております。

さらにその右には「次期計画へ反映すべき主な取組・新たな視点」を記載しており、ポイントとなる視点を太字で掲載しております。例えば、1ページの中程にある「多様な働き手の確保・育成」、「次代の担い手への円滑な経営継承」や、2ページの下の方には「スマート農業技術の導入・拡大による生産の効率化」などを挙げています。

なお、お配りしている「農一参考資料1」, A4サイズ1枚もの, 下の方にカラーで棒グラフを記載している「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画『農業・農村の見通し及び目標』の進捗状況」に関しましては、「農業の担い手・農地」については、第2期計画策定当時の見通しとほぼ同様の推移をしているところですが、下段の「農業産出額」については、目標年である令和2年の2,015億円に対しまして、直近の数字となりますが、平成30年時点で1,939億円となっております。現時点で、震災前の数値を若干ですが上まわっており、残り2年で目標数値に達成するよう各種施策に取り組んでまいりたいと考えています。

また、「農一参考資料2」, こちらはA3縦版の「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画『推進指標』の進捗状況」でございますが、先ほど説明しました「農一資料2」では、推進指標毎の達成状況をパーセントで示しておりましたが、この参考資料には、目標値に対する現在の実績値・実数などを詳しく掲載しておりますので、御参照願います。

続いて、「農一資料3」, A3横版のカラーの資料でございますが、先ほど説明しました「農一資料2」を簡潔にまとめたもので、『第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画』策定の視点」となります。

左の黄色い四角には、県民条例に掲げる4つの目標と、これらの目標を実現していくため、第2期計画の4つの基本項目と15の施策を掲げ進めていることを記載しております。

中央の「食と農を取り巻く情勢」には、主なものを掲載しております。若干説明させていただきますが、「① 総人口の減少, 農家数の減少・高齢化」というグラフを掲載しておりますが、宮城県の「総人口」は、2003年の237万人をピークに減少傾向が続いており、2018年の推計人口では約231万人となっております。「農家数」については、センサスによりますと1995年では93,344戸あったものが、2015年では52,350戸に減少しております。また、「60歳以上の基幹的農業従事者の割合」も、1995年の52%から2015年には81%と増加傾向にあります。

「② 農地の大区画化, 大規模経営体の出現」については、東日本大震災の復興の取組などによりまして、「50a以上の大区画ほ場整備率」は、震災前の2008年の24%から、2018年では32%まで増加しておりまして、県全体の3分の1の面積を占めており、全国トップクラスとなっております。併せて、「経営面積50ha以上の大規模経営体数」も、2005年では26経営体だったものが、2015年には180経営体となり、約7倍に増加しております。

「③ 食の外部化の進行」については、中食などの「調理食品支出額」が、2008年と2018年を比較して、10年間で、全国で125%、仙台市についても117%に増加しています。

「④ 気候変動リスクの増大」については、気象庁によると、「仙台の年平均気温」は変動を繰り返しながら上昇しており、10年当たり0.24℃の割合で上昇、「真夏日の年間日数」も、10年当たり0.9日の割合で増加しています。

「⑤ 集落維持機能の低下」については、総務省・国土交通省のデータによりますと、東北地方の「過疎地域等の集落における65歳以上の人口が50%以上の集落」の割合は、年々増加傾向にあり、2006年の5.8%から、2015年の11.6%と、約2倍に増えております。

これらの情勢と、現計画の検証結果を踏まえまして、現在の第2期計画の重要な視点は引き続き継続した上で、右側に「第3期計画策定の視点と目指す方向」として、「(1)多様な働き手の確保と次代の担い手への円滑な経営継承」から「(7)の地域資源を活用した多様ななりわいの創出と集落機能の維持」まで、7つのポイントを掲げさせていただいております。(1)から(4)までを「農業の持続的な発展」、(5)から(7)までを「地域資源を活用した農村の活性化」と2つの形にまとめております。

その「7つの視点」について少し詳しく説明させていただきます。

まず、右上の青の囲み中の「(1)多様な働き手の確保と次代の担い手への円滑な経営継承」については、これまで、民間企業のノウハウを活用して、支援機関が連携して担い手育成に取り組んだ結果、本県の大規模農業法人は着実に増加しております。震災後に新規設立された大規模法人や組織再編により巨大化した組織では、多くの雇用人材を抱えておまして、組織形態も雇用人材を抱える形態となっています。今後の人口減を考慮いたしますと、子育て世代や高齢者、外国人、障害者等の多様な働き手・雇用人材を確保・育成する必要があると考えます。また、農業者の高齢化により、今後、離農が増加すると予想されますことから、後継者のいない農業経営では、新規参入者を含む次代の担い手への円滑な経営継承を進めていくシステムが必要ではないかと考えております。

その下の「(2)スマート農業技術の導入・拡大による生産の効率化」については、これまで、スマート農業の普及啓発のため実証展示や研修会を開催・実施しております。ほ場管理システムや収量・食味コンバイン等の導入も進んでおまして、今後は、農業の労働力不足を背景に、経験の少ない若い農業者などが担い手として期待されており、早期にベテランと遜色のない農業技術を実現できるようなスマート農業技術が不可欠であると考えております。震災以降、本県では大区画ほ場割合は全国トップクラスでもありまして、スマート農業を導入しやすい環境が整備されつつあることを追い風に、今後は、スマート農業技術のさらなる普及により農業生産の効率化を図っていくことが重要であると考えております。

「(3)食品製造業者と農業者の連携強化」については、東日本大震災により失った販路を回復するため、これまで、商品づくり支援や商談機会の創出等、生産から販売までの総合的な支援を実施してまいりました。食料品製造業の製造品出荷額は着実に増加しております。食の外部化も進行しておまして、調理食品の支出額が増加している現状からも、本県産農畜産物の販売を強化していくためには、食品製造業者と農業者の連携の強化、つまり、一次の生産者、二次の食品製造業者、三次の小売り・流通等も含めて、それぞれ連携し、生産活動の効率を高

めながら、商品の付加価値を膨らませていくといった、バリューチェーンを構築する仕組みづくりが大切だと考えております。

「(4) 温暖化に対応した農業技術の展開」については、近年の異常気象による生育不良や品質低下、病虫害被害の増大等、これらの被害を軽減できる品種や生産安定技術の開発・普及を推進しながら、温暖化に対応した農業技術の展開を図る必要があると考えております。

次に下段の、オレンジ色の囲みの中の「(5) 気候変動・自然災害に対応した農業・農村の強じん化」については、近年の異常気象により大規模な災害が頻発し、農業関係被害額は増加傾向にあります。農業分野においても国民の生命、財産を守る防災、減災、国土強じん化が喫緊の課題となっております。農村の防災機能の施策を強化し、被害の軽減化や、被災から迅速に回復できるシステムを農村地域で構築することで、気候変動や自然災害に対応した農業・農村の強じん化につながっているものと考えております。

「(6) 交流機会を活用した関係人口の創出と農村活性化人材の確保・育成」については、現在、農村地域の高齢化、非農家の増加が進んでおまして、今後もこれらを背景に、農村環境・景観の保全維持がより難しくなってくるものと思われれます。交流機会を多く設けることで、地域や地域に多様に関わる関係人口を作り出していくことが重要であると考えております。さらに、関係省庁の事業なども活用しながら、連携も含め、持続的な地域活性化をコーディネートする窓口や農村活性化人材を育成して、農村地域を活性化していくことが重要と考えております。

最後の「(7) 地域資源を活用した多様ななりわいの創出と集落機能の維持」については、中山間地域等における農村活性化においては、地域の特性を活かした取組を支援することで、農村地域の所得確保の一つである農産物直売所の売上が着実に増加しております。農村の集落機能が低下した場合、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されず、自然環境・景観の悪化、土砂災害、近年大きくなってきております野生鳥獣の被害、伝統・文化の衰退等を招き、国民の暮らしや国土の保全に多大な影響を及ぼすものと考えております。今後は、地域の特色を活かした魅力的な商品開発や地域資源の有効活用等を支援することで、地域のなりわいを創出し、集落機能の維持を図っていく必要があると考えております。

詳しくなりましたが、(1) から (7) までを説明させていただきました。

ここに掲げました視点につきましては、あくまでも暫定的な視点として事務局で作ったものでありまして、委員の皆様からの御意見を踏まえて再整理することとしておりますので、御意見をよろしくお願いたします。

先月行われた産業振興審議会において、委員の方からは「地域の特色ある食材のプロモーションは大切である」、「法人の推進に加え、宮城県の農業の大部分を担っている家族農業の収益性の向上の取組みが大切である」、「地域商社的な取組みの推進も重要である」といった御意見を頂戴しているところであります。

なお、下の方には、本計画と同じく、来年度に策定を予定している宮城県全体の総合計画である「(仮称)新・宮城の将来ビジョン」について、現在の案となる「県政運営の理念」と4つの「施策推進の基本方向」を記載しております。

また、次期総合計画では、「県政運営の理念」として「SDGsの推進」も掲げており、第3期食と農の県民条例基本計画においても、SDGsの考えを捉えながら策定してまいりたいと考えております。右の2つの方向の欄には、関連すると思われるSDGsの項目を掲載しております。

最後に、「資料Ⅱ 第3期食と農の県民条例基本計画策定に係る農業者との意見交換の概要」、A4横のホチキス止めしている資料の説明をさせていただきます。第3期計画の策定にあたり、計画策定の参考にするため、昨年11月から、県内の各圏域を対象としまして、各圏域の農業者等との意見交換を進めているところです。現在、予定の半分ほど実施したところで、まだ実施していない圏域もありますけれども、1月末時点の、40件の内容について、途中の集計結果を御報告させていただきます。この意見交換は、4月末まで実施して、全体をとりまとめたものは次回の農業部会で報告をさせていただきたいと思っております。

1 ページには、意見交換の目的や期間、方法、設問項目などを記載しております。

2 ページには、台風で被害のありました大河原等を除く5圏域の40経営体の意見交換した方の性別や年代を記載しております。

3 ページ左側の「(1) 10年前～現在の経営の変化」では、30経営体が「拡大」、8経営体が「維持」、2経営体が「縮小」となっています。右側の「(2) 現在の経営の課題」については、「人材確保」が最も多く、次いで「機械・施設更新」「技術力向上」となっております。「その他」としては、「ICT技術の有効活用」などが挙げられております。

4 ページ左側の「(3) 現在、好機(チャンス)だと思っていること」については、「ICT技術の進歩」、「大区画化」、「農地集積・集約の進展」という意見が多く、「その他」としては、「法人化」、「6次産業化」などが挙げられております。右側の「(4) 今後10年間の経営の意向」については、ほとんどの方が「拡大」となっています。「拡大」の具体的な内容は、「既存部門の規模拡大」や「6次産業化への取組」「空きハウスを活用した園芸部門の拡大」といったものが挙げられております。

5 ページの「(5) 県への支援の期待」の内容については、「機械・施設等導入」や「生産技術改善」、「各種情報提供」といったものが挙げられております。

最後の6ページになりますが、「今後重視する施策」についてお伺いしております。最も多かったのが、「担い手の確保・育成」、次いで「スマート農業の導入・拡大」、「気候変動・自然災害への対応」、「鳥獣被害の軽減」といったものが挙げられております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。委員の皆様には、ただいま御説

明しました資料ⅠとⅡを参考にさせていただきながら、資料Ⅰの中のカラーの資料、「農一資料3 『第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画』策定の視点」にあります「視点と目指す方向」について、ここに記載の7つの視点以外も含めて御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

長くなりましたが、以上でございます。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。只今説明のありました事項について、これから皆様と約1時間少々時間かけて質疑応答をしていきたいと思っております。

今、高澤室長からの説明がありましたように、今日この時間で、「農一資料3」の右側の部分について、御意見をいただきたいということでした。

初めての方もいらっしゃいますので、少し全体的なイメージを持っていただくために、黄色いクリーム色の「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」という冊子、分厚いですが、こちらを御覧いただければと思います。皆さんの中で、これに全部目を通していらっしゃる方は、そう多くはないと思うのですが、ぜひ時間がある時に、第2期計画はどのようなものだったのかということ、一通り目を通していただければと思います。

それから、第3期の計画を作る際に、どうしてもここだけは目を通していただきたいところが、最後の109ページ・110ページです。こちらに、本基本計画の基になっている「みやぎ食と農の県民条例」がございます。何のために県民条例を制定したのかという「目的」とか、「県の責務と役割」とか「市町村の責務役割」、「農業者及び農業団体の責務と役割」等々、色々と記載されております。また、「農業・農村振興に関する主要な方策」といったことで109ページから110ページにかけて、そちらにも9つの方策が記載されております。この基本計画の策定に関しては、110ページの「基本計画の策定」に記載されております。こういう流れで作っていくというところを少しお目通しいただければと思います。

それと、全体のスケジュールで事務局からの説明があったかと思っております。「農一資料1」の説明で、これから農業部会を今日の会議を含めて4回やって、12月に知事へ答申する、そういうスケジュールで進みたいという説明でした。

非常に限られた時間の中で、最終的に我々はどこまで作ればいいのかというところですが、逆算すると、11月の第4回目で、知事へ答申する具体的な内容の最終確認になるかと思っております。その際には、例えば「農一資料3」を御覧いただきたいのですが、真ん中の左側にある、第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の下に、基本項目としてⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳとあって、そこに施策が1から15まで盛り込まれております。11月の段階ですと、この15の施策に対応するところまで、皆さんに御検討いただき了解を得るところになるかと思っております。

このため、7月の第3回目農業部会では、施策の15項目、今回はいくつになるかわかりませんが、その内容を深掘りしながら皆さんから御意見をいただいて、

それを取りまとめた上でパブリックコメントもいただき、そのあとで第4回目という流れになるかと思えます。

さらに時間をさかのぼって、第2回目の4月には何を決めなければならないのかとなると、事務局から説明があったように、「農一資料3」の一番右側、この第3期計画策定の「視点と目指す方向」、今日の説明では(1)から(7)ということで、提案いただいておりますが、こちらを最終的に4月の段階では固めなければいけないこととなります。

また、先ほど御覧いただいた第2期の冊子の第3章、14ページの真ん中あたりに、「食・農業・農村の将来像」といったことで、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に！」というようなタイトルがそこに掲げられております。基本的には第2期では、こういう将来像を目指して、基本項目とか15の施策が、この将来像を実現するために準備されていると理解していただければと思います。そのため、第3期の基本計画に当たっても、4月の段階では、この10年後の将来像、ここも明確にしていきたいと考えております。

皆さんには私から、大変多忙の中お手を煩わせて申し訳ございませんでしたが、10年先を見越したときに、「宮城の農業・農村がどういった姿であって欲しいか」ということを、事前に提出していただいております。今日も後で時間があれば議論したいところですが、この部会のメンバーで皆さんがどんなことを考えているのか、それを「補足資料1」にまとめてありますので、それを読み込んでいただき共有しながら、4月の部会では将来像を事務局から提案していただくとお思いますので、そこも一緒に確定させていきたいと思っております。

私からの補足的な説明は以上にさせていただいて、それぞれ、皆さんから、今日の資料で、「農一資料1」はいいと思うのですが、「農一資料2」の第2期の現在の達成状況に基づいて、今後何を反映しなければいけないかという新たな視点、また、それに基づいて「農一資料3」の右側に第3期の視点として7つ掲げておりますが、これについて御意見いただければと思います。このほかに、第2期の確認の意味で、もう一度ここをもう少し詳しく知りたいというところがあれば、それについて発言していただければと思います。

どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

○ 今野委員

目標設定の考え方について教えていただきたいと思えます。「農一参考資料2」に目標値や達成率がありまして、達成率が100%前後のものもあれば、70%以下のものもあります。目標数値を設定するに当たって、統計上予測されるような数値の範疇の数字だと、100%前後になっているのではないのかと思うのですが、一方で、「もっとこれに力を入れていこう」ということで大きな数字を出しているものが、進捗状況が低いと読み取っております。このように意図的に、統計推移上の範疇でやっていく目標設定値と、意図的に大きく数字を跳ね上げさせてい

くような目標設定値があるという考え方でよろしいでしょうか。まずその確認をしたいと思いました。いかがでしょうか。

○ 高澤農業政策室長

今回設定している項目については、施策を推進しながら、その目標達成に向かって維持していく項目もあると思いますけれども、プラスでやっていく項目もあるということです。どちらかというとな施策を導入してそこまで持っていきましょいうという数値を出しているものが多くなってくると思いますが、ものによっては、一時的な観点でやっているものもあると思います。人口も減っていく、農業に関わる方も減っていくっていうことで、維持がなかなか厳しい設定の目標もありますけれども、そこに向かってやらなくてはいけない施策を導入することによって、その目標を達成していくということですので、必ずしもトレンドでそのままいくというようなものではないと考えております。

○ 今野委員

そのようにメリハリをつけているのであれば、跳ね上がっていても全然いけるのかなと感じますし、そこに重点的な施策が必要かなと感じました。ありがとうございます。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○ 松木委員

「農一資料3」の一番右側の、「(6) 交流機会を活用した関係人口の創出と農村活性化人材の確保・育成」というところで、コーディネート力、引きつける魅力ということも大事かと思えますけれども、みやぎ生協では、作っている方たちのところに出かけて行って、その方たちと触れ合うということをお大切にしております。年間40台から50台ぐらいのバスで、県北・県南至るところに出かけていきまして、どのような土で、どのような畑で作っているか、どのような人が作っているか、どのような人たちが協力しているか、そういうことを消費者の目で見てくるということに少し費用を使ってやっております。

それは、私たち消費者として、自分たちの口に入る物の安全性を自分の目で見るということもありますけれども、何よりも、作っている人たちを理解することで、このような努力をされている方たちを私たちが買い支えていかななくてはならないという心構えを作る、それを目標にしております。

店舗には作る方々の写真が貼ってあり、また、商品には作っている方たちの名前、例えば「つぼみ菜・丸森の松木さん」と書いてある。それを見ると、「あの時會った松木さんだな」、「あの時一生懸命摘み方を手伝ったな」という思いで買う。

また、今回のように丸森が大変なことになりましたけれども、そういう時は、皆さんが手弁当で率先して泥かきのために長靴を履いて出かけていく。そういうことのつき合いが、作っている方たちのモチベーションを支えているのかなと自負もしております。

こういう交流の機会をたくさん活用して、土を触ったことがない子供たち、例えばうちの息子の同級生はゴボウを枝だとずっと思っていたそうで、おそらく上の草の部分や下の汚い部分を見ないで、真ん中の切ったところだけを見ているので、ずいぶんおいしい枝だなと思っていたという笑い話がありましたが、そういうことで子供たちが知ること、もちろんそれを支える大人も知ることが大切だと思っておりますので、この（6）はぜひ力を入れてやっていただきたいと思っております。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

お時間がありますので、順番にお一方ずつということでもいいのですが、率先して御意見を言っていたいただければと思います。

○ 今野委員

これは可能であればという要望です。また目標設定のところに入ってしまうのですが、全部で42項目ありますけれども、わかる範疇で、宮城県内で、面積であれば、そのの該当面積のうち何%を目標にしているのかとか、人であれば全体の中で何%を目標としているのかとか。要は、宮城県の全体の進捗率というか浸透率みたいなものがわかれば、なお伸びしろがあるものなのか、もう大体頭打ちのところまで来ているものなのか、そんなことが見えるかと思うので、もし、御無理でない範疇で次回見せていただけたらという要望です。例えば、アグリビジネス経営体数であれば、宮城県に経営体数が全体で何件あって、そのうち何件まで来ているかとか、鳥獣被害の面積であれば、被害を受けるような面積が全体でどれぐらいあって、そのうちどれぐらいの面積で色々な策定がなされているかとか、そういうことです。

○ 伊藤部会長

事務局で検討をよろしく申し上げます。その他いかがでしょうか。

○ 後藤委員

「農一資料3」の、いわゆる7つの項目について意見を交えての質問ですが、今、町でも総合戦略の見直しが図られてございまして、国でも食料・農業・農村基本法の見直しが図られたということでございます。その中で、大きく違ったと思うのは、いわゆる産業政策から地域政策に舵を切っているのではないかなとい

う印象を受けております。町の総合戦略の中でもキーワードだと思っているのですが、「小規模多機能自治」という考え方が出てきていると思います。農業経営についても、小学校区単位での経営というのが重要になってくるのだらうと思っていますし、農業経営だけではなくて、子育て支援だとか、福祉だとか、デイサービスだとか、そういうことも含めて、地域でどうやって実施していくのかということが大きな課題として捉えられているのだと思います。

先ほどのお話にもありましたが、農業だけではなくて、地域でどういう仕事を作っていくのかということが、農業・農村施策の中でも大きな位置を占めるのだらうと思っていますし、そういう方々が、農繁期には農作業も手伝う、人手になりうる、そういう地域全体の作り込みが必要なのだらうという気がします。スマート農業でいくら自動の田植え機・コンバインがあって自動でまっすぐに走っても、一番肝心なのは苗運び・苗管理だと。そういうことからいくと、やはり集落の中には、難しいけれども、通常は別のところで働いているけれども農繁期にはそこで稼げる、労働力になりうるという仕組みが必要なのだらうという気がして、そこに町でも国でも多少は気づき始めているのではないかという気がします。

宮城県内のいわゆる「地域」と呼ばれるところは、このようになっているわけですので、そういうところの考え方が必要なのではないかというのが1点です。

それから、多様な働き手の確保という中に、思い切った言い方なのかもしれませんが、「外国人労働者の本当の意味での対応をどう位置付けるか」ということが結構大きな問題なののだらうと思います。いくら先ほど言った理想的な地域を作っていくにしろ、直近の問題としては、やはり人手が足りないという問題はあるので、ここのところを、単純に労働力の確保ということではなく、交流も含め、本気になって、民間・行政が力を合わせてそのところに手を入れることが必要なのだらうという思いがしています。これを、民間だけに任せておくと、色んな問題が出てしまうのではないかという気がして、そこにはやはり行政の力が必要だと思っていますので、そこに本気になって取り組む仕組みを、現行法でできるかどうかは私も勉強不足なのですが、そのところも盛り込む必要があるのではないかという気がしておりました。以上2点です。

○ 伊藤部会長

ありがとうございました。関連して、何か御意見、質問等はないでしょうか。今のスマート農業とか多様な働き手など。

○ 千葉委員

多様な働き手について、私たちの地域でも70代・80代が今現在の労働者となっていて、あと10年先はやはり労働者の確保が一番大切だと思っています。その中で、私たちは技能実習生を10名入れております。その技能実習生を入れるためにも、組合というところを通して入れておりますが、組合によって手数料とか、手

法・やり方が全然違うので、これから技能実習生とか外国人労働者を入れたい時に、どういう組織があって、どういう形で入れてくればいいのかわからないといった農業者・団体も大変多いと思います。私たちはベトナムから入れておりますけれども、流れ・仕組みをしっかりと伝えていくということが大切なのかなと思います。人材確保イコール労働者確保ということでもしっかりやっていただければと思っております。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。他に関連していかがでしょうか。

○ 佐藤委員

将来の人の問題について、私の会社では、毎年地元の農業高校から畜産専攻の子たちを新卒で採用していますが、あと数年後には地元の農業高校も商業高校と合併するという事に決まっております、畜産の専攻はなくなると聞いております。

アンケートにも農業教育について書きましたが、目先の人材確保も大切ですが、会社を継続していくには、将来を担っていただける人材を育成しなければなりません。高校・大学、そこを出た専門の人たちが、なかなか農業の現場に就職してもらえないというような問題もあると思います。もっと言えば、そういう優秀な人たちを抱えられる組織・経営体でなければ、他産業との競争になるわけですから、いくら農業だからと言ってもそこは通用しないと思っております。そういった視点で、人材をいかに農業現場に確保していくかというところが大切ではないかと感じております。

○ 伊藤部会長

ありがとうございました。他に関連でいかがでしょうか。

まだあるかと思いますが、ここで色々とした意見を少しまとめますと、「農一資料3」の(1)の「多様な働き手」については、先ほど後藤委員から外国人労働者の話があったかと思いますが、外国人以外で多様なといった場合、どういった方々を想定しているのか、この辺をもう少し説明していただければと思います。

千葉委員からは、ベトナムからの技能実習生を受け入れているとのお話でしたが、これは農業だけではなくて、外国人実習生の窓口は1か所にして、それが農業に行ったり、他の製造業に行ったり、流通関係に行ったり、もう少し広い窓口ということも考えられないか、私はそう思ったりするのですが、県の方の意見をいただければと思います。

佐藤委員からは、長期的な視点での担い手の育成の話、また、農業大学校の話もあったかと思いますが。私は産業教育審議会の方にも関わっていて、農業高校とか、産業高校とか、子供たちが少なくなってくるにつれて、再編の話が進んでい

ます。その中で、農業に関連して出てくるのは、農業高校と農業大学校の高・大接続の話で、現在は高校3年と大学2年となっていますけれども、農業大学校に行くと、農業高校で習ったことをもう一度復習的なことをする部分もあるので、そういったものが全く必要ないということではないのですが、「5年かけて一気に通貫でしっかり教育するプログラムを作って、即戦力というか、現場でさらにスキルアップできるような、そういう人材を輩出できるのではないか」というような意見も出たりします。

そのようなことも、この基本計画の中でどこまで踏み込めるかわかりませんが、お隣の山形県では令和5年開学だったと思いますけれども専門職大学への切り換えが行われると聞いておりますので、宮城も人材の育成という観点から、農業大学校なども現状のままで良いのかというようなこともあるかと思っておりますので、そういった点も含めて、県の方で御意見等があれば出していただければと思います。

よろしく申し上げます。

○ 高澤農業政策室長

多様な担い手の関係につきましては、若い世代、あとは、高齢者の方ということで、今の高齢者の方をそのまま排除するというのではなくて、高齢者でも取り組んでいけるようなものも含めて携わっていただくということでもあります。

外国人の方々についても、宮城県ではほぼ100%が技能実習生で、新しい制度で来ている方はいらっしゃいませんが、その部分も想定をしているということでもあります。

もう1つは農福連携の関係で障害者の方なども含めてやっていくということでもあります。特に法人系の方々からは、「雇用人材が不足しているので、その確保・育成も含めて、進めていかななくてはいけない」という御意見をいただいております。

法人のところはそのようなことで考えておりますが、もう一つ、(7)の「多様ななりわいの創出」ということについては、特に中山間などでは、人材そのものも枯渇してきているということなので、農業にかかわらず、全体会でも御意見をいただいておりますが、地域商社のような形で農業も考えていながら、多様ななりわいに関わっていける人材も含めて、集落機能も維持できるように、人材の確保を進めていかなければならないと考えているところです。

経営者という観点での御意見もたくさんいただいております。農業者のヒアリングの中では、「規模も大きくなってきているので、経営者としての人材育成の部分で少し強化しなければならないのではないか」といった意見もいただいております。

雇用人材ということであると、女性の観点は今までもやってきておりますが、高齢者・外国人・障害者なども含めて、想定しながらやっていく必要があると考

えております。

○ 金岡農業振興課長

高澤室長から外国人の話がありましたが、若干補足させていただきます。

法人経営の皆様のところに行くと、「技能実習生を雇いたい」、あるいはすでに雇った、あるいは「この間ベトナムに行って面接をしてきた」という話が非常に多くなっております。実態の数字は掴めておりませんが、農業法人協会の会長さんとお話した時には、「少なくとも20法人の方々が技能実習生を雇い入れているだろう」というお話をいただきました。

技能実習生を雇っていらっしゃる方々からお話を聞くと、「技能実習を3年すると新しい特定技能1号に移行できるので、新しい入管法の制度も視野に入れながら、今後活用したい」というお話をいただきます。そういった窓口がよくわからないというお話は、多くの方々からいただいております。県全体では雇用対策課が外国人、特に特定技能の関係のワンストップ窓口を設けておまして、そこで様々な相談に応じていただいているところでございます。ただ、実態としては雇い入れ側とのマッチングと申しますか、そういったところまでは至っていないと申しますか、そこら辺は個々の事業者さんに委ねられているというのが現状でございます。

他県においては、農協系の団体や農業団体がそういった調整をしているところもございませうけれども、農協などでもそういったことができないか、中央会なども協議を進めているところでございますが、今後のあり方について、もう少し検討を加えさせていただければと思っております。

あと、高・大連携の話でございますが、平成30年度から農業大学校と農業高校の連携を視野に入れた取り組みというものをさせていただいております。農業大学校1学年55人の定員がいらっしゃいまして、そのうち6割の方が就農されます。そのうち7割ぐらいが法人へ就業されております。農業大学校も半分ぐらいは農家以外の学生さんになってきておりますし、農業高校以外の学生さんも多くなっておりますので、そういった、農業高校との連携というのは非常に大切だということで、農業高校と農業大学校で共通カリキュラムみたいなものがないか進めさせていただいております。また、ドローンの研修だとかギャップの研修だとか、高校生の方もおいでいただく、大学校の方もおいでいただくという取り組みもさせていただいておりますが、それとは別に、短期的ではなく1年間を通して、何かそういうカリキュラムみたいのがないか検討しているところですが、高校側のカリキュラムの設定の中では、何年か前にしなくてはいけないとか、色んな制約があるようなので、そこら辺のところを検討しているところでございます。

農業高校の先生方にお聞きすると、「農業現場がよくわからない」というお話をお聞きします。例えば「法人の皆さんから就職の求人が来ても、そこはどのような法人なのかよくわからない」というお話がありました。今年の1月に農業大学

校・農業高校の先生，農業改良普及センターの職員を集めた連携会議をさせていただいておりました，農業改良普及センターと農業高校・農業大学校との連携をさらに強化して，長い目で，人材育成に今後も努めていきたいと思っております。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。

農業高校も最近では地域で学生を育てるということを随分強化されていまして，インターシップとかをカリキュラムの中に取り入れて，違う地域・学区外に行くのではなく，自分たちの地域の中で実習等をやりながら，地域の農業者に育ててもらい，その地域に住み続けてもらい，そういうような取り組みも始まっているようです。そういったこともまた考えていただければと思います。

他に皆様からいかがでしょうか。

では，私の方から。「農一資料3」の右側の7つの視点，これを最終的に「農業の持続的な発展」と「地域資源を活用した農村の活性化」の2つの方向，食料の供給・農業生産と，農村の暮らしの活性化と，大胆に2つに分けているのですが，こういう分け方でいいのかということも検討していく必要があるのかなと思います。先ほど後藤委員からもありましたけれども，スマート農業が効果を出せるというのは，条件の整っているところであって，中山間地域ではなかなか上手くスマート農業を展開しにくい部分があると思います。そういう「平場」と「中山間」という地域特性で2つに分けることと，それから「食料供給・農業生産」と「なりわい・交流人口の活性化・増大」といったものを目指す部分と，軸を2つクロスさせると4領域の中で取り組むべき具体的な項目や施策が明確になるのではないかと思いますので，そういう作業にもトライしていただければと思います。

他に皆さんの方から御意見，御質問がございましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

○ 今野委員

スマート農業の推進の中で，無人基地局等，市町村を交えての基地の設置の方向性は，現状では考えられている感じでしょうか。ここには盛り込んでいける感じでしょうか。

○ 高澤農業政策室長

5Gの関係で，無人の基地局を大手がやるのではなくて地域でやっていくというような施策展開を国では出しておりますが，具体的にどこで何をやるという動きが県内で出ているのかというと，そういう状況に今はなっていないと考えております。

スマート農業でやっているところでも、「一般的な5Gだと色々な障害がある」というようなことも聞いておりますので、そういうものも含めて、宮城県で、どこで、具体的に誰が取り組むのか、情報を仕入れているというような段階でございます。

○ 今野委員

特に中山間地域の方ほど、今後、すごく有意義な機能が出てくると思います。インフラ整備をしないと、センサーや映像も流通していかない、また、どういったインフラ整備をするかによって無人基地局の種類も変わってくると思うので、何をどこでやるというよりは、そういうインフラ整備をする方向性というのが重要かなと思っておりました。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。

「農一資料3」の右側の「(4) 温暖化対応の農業技術の展開」や「(5) 気候変動・自然災害に対応した農業・農村の強じん化」については、今野委員から話が出たようなインフラの整備も必要で、当然盛り込まなければいけないと思います。ただし、どこまでインフラ整備を考えるか、農業生産・農村生活に関わる農政部で対応できるところと、道路や河川など管轄が違うインフラもあると思いますので、その辺は関連させながら盛り込めれば良いのではないかと思いますので、御検討をお願いします。

他にはいかがでしょうか。斉藤(緑)委員はいかがですか。

○ 斉藤(緑)委員

私からは、生産者側ではなく、どちらかというを買わせていただく側の視点から、「農一資料3」右の(3)と(6)のについて申し上げようと思います。

はじめに「(3)の食品製造業者と農業者の連携強化」というところで、おそらく全体会でも出た話だと思うのですが、もはや食品製造業者と農業者さんだけでは埋没してしまうというか、最近では6次化でプラスアルファの付加価値を付けている農産物は溢れかえっているんで、それだけでは埋もれてしまうので、さらにその先、いかに買ってくださる方に届けるかというところを、流通だけではなく、PR下手という話は全体会でも出たと思いますが、やはり宮城県はPR下手というのは、まだまだそうだと思うので、素晴らしいものを素晴らしいと伝えるのは、どこか県民性として苦手なところがあると思うのですけれども、埋没してしまわないように、そこはしっかり、受け取ってくださりそうな方にきちんと伝えるということをやっていかなければならないと思っております。

宮城県に住んでいると、食材王国みやぎというのは本当に素晴らしいというのは、当たり前すぎて感じないところもあるので、これはおそらく外から来た方の

方が感じてくださるのではないかと思います。私も長く住んでいると、これが当たり前だと思ってしまうところがありますけれども、本当に宮城は食材王国なので、このキャッチフレーズが続いていくのかわかりませんが、これはできれば残していただいて、しっかり打って出ていただきたいと感じております。

それから、「(6) 交流機会を活用した関係人口の創出と農村活性化人材の確保・育成」については、先ほど松木委員もおっしゃっていましたが、私も消費者側として、生産者さんたちと交流するというを長くしてまいりました。交流機会をたくさん持つことが、消費行動にもすごく影響するというのは感じております。

スーパーで買う時に名前が書いてある、顔がわかるというのはもちろんなのですが、さらに、その方の畑の様子、田んぼの様子、海の様子、畜産でしたらそこで飼っている様子、今は色んな問題で拝見するのは難しい場合もありますが、少なくとも、畑・田んぼが思い浮かぶ物を食べられるということで、すごく消費行動は変わると思います。「交流機会を活用した関係人口の創出」というのがそれに含まれると思いますけれども、第2期計画の「施策2 消費者と農業者の相互理解の推進」として書いてあるこの部分というのは、必要なのではないかと思います。

人口が減っているので、外へ売っていかうとすることはもちろん大切だと思いますが、私は宮城に住まわせていただくものとして、食材王国みやぎの食べ物を、まずは宮城県民が大切に食べさせていただきたい、おいし過ぎるため保健福祉の方では宮城はメタボだと問題になりますが、そここのところに気を付けつつ、おいしい宮城の食材を、宮城県民がいただいて、それで健康であるというのが、食と農の県民条例としてすごく幸せな姿の1つではないかと思っております。生産者側の視点ではないのですが、そういったところをこれから入れていけると良いのではないかと感じておりますので、お話させていただきました。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。

皆さんからの意見を一通り頂戴してから、事務局から答えていただければと思います。

続いて、高橋委員いかがですか。

○ 高橋委員

私の地域では、これから10年後をどうしようかというワークショップを、年に1回くらいやっているのですが、メンバーが同じで、60代・70代が主体になっている農業なので、「今後どうしようか」という話は出ますが、なかなか進展しておりません。農地をこれからどうしようか検討した際に、「直播すれば簡単だ」と言う人もおりましたが、そういった直播の技術指導や、地元でのワークショップをする際に、指導者的な方が1人入っていただけるとすごく進展するので

はないかという身近な意見であります。

昔はよく普及センターの先生たちが集会所に来てくださって、こういったことをすると良いとか前向きな意見をくださる身近な存在だったのですが、最近では普及員の方々も減少して、身近に感じる方々ではなくなったなと思います。私たちがもう少し声をかければいいのかなどとも思いますが、ちょっと一言指導して、地域に入っていただけるとありがたいと感じていたところでございます。

それから、農業大学校の子供さんを私も受け入れしておりますが、非農家のお子さんも結構多いので、農業高校などは必要だと思います。非農家のお子さんでも、教えてあげると生き生きと仕事をしてくれて楽しんでいるという感じがします。そういった子供さんを育てるためにも、ぜひ農業高校・農業大学校では前向きなことを教えてあげていただきたいと思います。また、小学校の子供さんたちの教育にも、「育てる」ということをどんどん取り入れていただきたいと思います。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。

今の高橋委員からの御意見で、小学生の教育というお話がありましたが、例えば10年後に活躍する若者が20代と考えれば、現在は小学生ぐらいなので、彼らがどうやったら活躍できるかといったことも盛り込めると良いと思います。

また、高橋委員のところでは年に1回集まって、みんなで色々話す機会があるということですが、それぞれの地域には、何とかしたいと思っている人や、多様な担い手、またスキルを持っている人がたくさんいると思います。みんなが集まって何ができるか、自分たちはここまでできるということをお話したりすることが大切で、最近特にそのような場がなくなっているのではないかと思います。

これが、掲げた視点と方向は合っているけれども、具体的にそれを動かすところが見えてこないのです、その辺も検討していただければという意見だったと思います。

続いて、川村委員はいかがでしょう。

○ 川村委員

先ほどお話がありました農業高校や農業大学生については、つい最近も私の農場に視察研修に来まして、その方も非農家の女性の方でしたが、今後どうするか聞いてみたところ、「就職するのは難しいのでとりあえず大学に進みます」とのことでした。すごく意欲のある方でしたが、すごくもったいないなと思いました。皆さん意欲はあるのだと思います。私は担い手ですけれども、正直、農業が嫌いで、工業高校に入って全く違うファッション関係の仕事に就きましたが、その後、家業を継がなければいけないということで家に戻り、今は頑張っているんです。私たちがのような担い手よりも意欲のある学生さんたちはいっぱいいるので、

ぜひそういった方たちをうまくつなげていただければと思います。

また、PRの件ですが、仙台牛に関しては宮城県の方々と密になって、今までずっとPRさせていただいておりますが、昨年、登米の方が全国大会で日本一になられたということ、宮城県にいる皆さんは知っているのかなと思います。私の知る限りだと、ニュースにも流れていないですし、県内外の人も知らない方がほとんどだと思います。正月のマグロですと、すしざんまいであれだけ大々的にPRされて、悔しい気持ちはすごくあります。PRは今もやっていただいているのですが、今後も県内外、または海外に向けて、もっとPRしていただければと思います。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。続いて、齋藤（昌）委員いかがでしょうか。

○ 齋藤（昌）委員

宮城県ではだいぶ基盤整備が進んでおりまして、私の町では90%ぐらい、大崎管内もそれに近いような数字で整備が進んでおります。やはり、きちんとしたほ場の基盤が整備されれば、今後、色んな面で皆さんがお話しされているような組織作りができると思います。

私は10年ほど前から組織作りを始めまして、法人としては今年で7年目を迎え、何とか上手い方向に進んでいるのかなと、私なりに自負しております。ただ、この法人のタイプ、農業法人と、農事組合法人の使い分けというのは、その地域に合った法人の姿がやはり決め手になるのではないかと思います。私たちのような地方にいますと、農業法人といってもピンとこない方が多く、土地は自分で守る、そういう意識がまだまだ強いんです。そのため、今やれるのは農事組合法人が多く、隣接する町でも4つほどできておりますが、それも全部農事組合法人です。

私が代表理事組合長を務めている農事組合法人では、約100haの農地を抱えておりまして、常勤の組合員が2人、あとは30人ほど組合員がいますけれども、全員、副業的な位置付けで、正業は別に全員持っています。農業で生活ができないため、今の時代、そういう職業の選択をしていると思いますけれども、皆さん、自分の農地、先祖の農地という意識があり継いでおります。退職者は、「再雇用になってから10年間はお手伝いください」というつなぎを順次繰り返して行って、若い人には「お父さんが辞めたら今度はあなたの番だね」というような意識改革というか農業に対する意識を持ってもらうようにしております。100軒あって100軒全部ということでもなくとも、20%ぐらい、そういう農家が戻れば、地域はほとんど荒廃せずに農地も守れます。利益を得るより、とにかく農地を守って保全していく、ここで生活していけるような環境を保持していく、それが第1目標だということに進んでおります。

私達も農業法人のような1ランク上の組織にできれば良いのですが、スマー

ト農業をやるには技術的にも人材的にもクリアできませんので、10年後であればこれぐらいの組織力で何とか地域を守れるのではないかという範囲で、今やれることをやっております。

農業法人の方に別の角度からお話しましたけれども、地域に合った法人の仕組みも大切かと思えます。

○ 伊藤部会長

ありがとうございました。

齋藤（昌）委員からも、（1）の「多様な働き手・担い手」とか、「定年帰農」なども含めて、今後、農事組合法人のメンバーとして考えていく地域もあるだろうし、それぞれの地域の特性に応じて、その組織というのをうまく立ち上げてく必要があるということ、また、ほ場整備などインフラの必要性についての話もありました。

関連して、（5）の「自然災害に対応した強じん化」ですが、新潟でよくみられる田んぼダムについても、これから検討せざるを得なくなるでしょうし、国土交通省でも、河川等の見直しを行っていると聞いていますので、それに合わせた農業インフラも、これまでの基本計画には明示的に盛り込むことは少なかったのですが、今後は盛り込んでいったら良いのではないかと思います。

また、斉藤（緑）委員からは、「食材王国みやぎは残して欲しい」という意見でしたが、第2期のキーワードの中で「マーケットイン」という言葉があったかと思えます。10年使い続けて、まだピンときてない方もいるとは思いますが、県内の農業者には随分と浸透していると思えます。ただ、マーケットインの一步その先のところ、つまり、買ってくれる人、価値を見出してくれる人、そういう人たちとどうつながっていくのか、それが情報発信という表現なのだと思います。そこでの情報発信の仕方、それから情報発信を通じて新しい価値を創造していく、そこをどう作っていくのかということも、おそらく意見の背後にあったのではないかと思います。

それに関連して、第2期の「施策2 消費者と農業者の相互理解の推進」についてです。これは本当に大事なことですが、それを指標にすると学校給食とかの表現にとどまっております。食と農の県民条例に基づいての基本計画ということであれば、なおさらこの県民の理解といったものをどのように強化していくのか考えてもらいたいと思えます。

一度、ここで県の事務局の方から意見を聞いて、その上で、どうしても今日この場でもう少し意見を述べたいという方にお伺いしたいと思えます。

○ 佐藤農政部長

大変貴重な意見ありがとうございます。さらに、今、伊藤部会長に非常にうまくまとめていただきました。

4月ぐらいに、ある程度の基本建て、施策の芽出しのようなことも含めて、こちらから資料を出させていただく際に、方向性のある程度明確にさせていただいたことで、作りやすくなったのかなと思って聞いておりました。

特に人材確保について、「多様な人材」ということで視点に書いておりますけれども、逆に言うと「多様な人材」というのは使いやすい言葉で、「何のことだかさっぱりわからないけど多様な色んな人ですよ」という感じがするので、そこは、今日、委員の先生方から色々いただいた御意見を踏まえながら、今度出すときにはもう少し具体化したいと思います。

また、先ほど「普及センターの方はあまり来てくれなくなった」というお話もありましたけれども、我々が考えているのは、例えば普及などを色々やって定年60歳を迎えた方、60歳といっても人生100年時代ですから、まだまだ地域にとってみれば、特に農業の分野では若手というか、20歳ぐらいも若手は若手であり、将来20年・30年先を考えれば、やはり20代・30代というのがあるかもしれませんが、そこをターゲットにするよりは、どちらかという、今後10年のある程度のスパンを見れば、かなりスキルを持って、かつ、うまく使えてないような人材というのが、非常に宮城にとっては重要になるのかなということで、これから4月に向けて、「どういった人材をどういう形で使っていくのか」ということを、もう少し具体化して、先生方にお示ししたいと思います。

あともう一つ、川下側の先生からお話のあった消費者との連携については、今の視点では、「食品製造業者と農業者の連携強化」ということで、どちらかという産業政策的な視点として掲げております。

6次化、地域の農業者や漁業者の方たちが、自ら付加価値を付けていくという取組は、これはこれで大事であり、有効な一つの取組だと個人的には思いますが、昔、国では「農商工連携」とよく言っていましたけれども、それに対して、経産省が「商工連携」と言って、農林水産省の方から農業者側にもっと利益を、ということで6次産業化という概念が相対するような感じで使われている面がありますが、6次産業化だけを前面に出すのではなく、農商工連携だとかそういうところも、この食農条例基本計画にうまく取り入れながらやっていかなければならないということを意図して、今回視点を整理する際に、「食品製造業者と農業者の連携強化」というものをここに出させていただいたところです。

また、マーケットインについては、産業振興審議会においても、「なくしていいのか」との質問がありまして、先ほど部会長にもまとめていただきました。マーケットインは、ある程度農業者の方たちも浸透したのかなと思っておりますが、これからは売る側と消費者との連携、先ほど生協の松木委員からもお話がありましたけれども、県民の方たちに、どういうところで、どういう人が、どういうものを作っているのか理解してもらい、(6)の「交流機会を活用した関係人口」、そういうと遠すぎるような気もしますが、消費者の方もこの関係人口になっていただいて、生協でもやられているような、実際に農業の生産現場に行って活動す

るけれども普段は仙台市に住んでいるというような方たちは、将来の宮城の農業を支えていただく関係人口、まさにそういうところなのかなと思います。

消費者発信については、先ほど川村委員や斉藤（緑）委員からも話がありましたけれども、「売るときにどうやってブランディングするか」ということは非常に大事なので、情報発信のやり方などについては、産業政策として、「農一資料3」の右上の青い方の世界で、もう少し具体的に御提案をさせていただきたいと思えますし、一方で、県内の消費者の方たちと、どうやって生産現場がつながっていくのかということについては、右下の「地域資源を活用した農村の活性化」というところで、関係人口を増やしていくというようなことを、具体的に、こういう形でやっていくというようなものを示していければと考えてございます。

また、齋藤（昌）委員からお話ありましたインフラの基盤整備ですが、今回、基本計画を作るときに、「県議会議員の先生から、宮城らしい特色のある第3期基本計画を作るように」というような御質問・御意見をいただいております。何が一番宮城的にはいいのか、特色があるのかということ、この素案を作る時に部内で色々検討しましたがけれども、最初の私の挨拶でも言いましたがけれども、宮城県全体で71%ぐらいの基盤整備率、これは全国でも北海道に次ぐ第2位の基盤整備率となっておりますし、これは先人の伊達政宗公時代からたゆまぬ基盤整備をしてきたということで進んでいますし、東日本大震災を受けて、どちらかというと内陸部よりも沿岸部の方ですけれども、大規模な基盤整備も進んできております。

基盤整備が進むと、先ほどの齋藤（昌）委員のところのように、農事組合法人を作って、みんなで話し合いをして、「この地域をどのようにしていこうか」というような話し合いのきっかけにもなりますし、それによって集積が進む、また、「農事組合法人のところで誰かが作ってその方にお任せしようか」とか、そういう話も進むと思えます。

一方で、内陸部では、かなり昔に基盤整備したところがあって、更新を今後進めていかなければならない、先行者利益ではなくて逆に先行者不利益みたいなものがありますけれども、そのきっかけとして、今言ったような組織づくりを再構築してやっていくというのも、宮城らしい農業の進め方ではないかなと思っています。

また、田んぼダムの話もありました。整備ができていないと田んぼダムもできませんけれども、今言ったように、整備もかなり進んでいる中で、宮城らしいインフラ整備、農業・農村地域の強じん化というの進めていけるように、今回の計画の中に、うまく盛り込んでいきたいと思っております。

本日、色々と御意見をいただけて、大変参考になりました。今日いただいた意見はどれも大事だと思います。県としては、今後、方向性をより具体的にしていきたいと考えております。

○ **伊藤部会長**

ありがとうございます。
その他、どうしてもという方。

○ **金岡農業振興課長**

先ほど齋藤（昌）委員から、農業法人のお話が出ましたので、若干お話をさせていただければと思います。

農事組合法人だとか、あるいは株式会社の形態だとか色々あるかと思えますけれども、集落営農からの方々が農事組合法人になられたケースが比較的多いのかなと思ってございます。どういった法人が一番よろしいかといったことについては、現在、「農業経営相談所」という組織を持っておりまして、ワンストップ窓口で、専門家の方々なども活用しながらアドバイスさせていただいておりまして、今年度は12法人の設立に御支援をさせていただきました。

今後、こういった機能をより強化させていく時に、どのようにしていくのか、あるいは既存の農業改良普及センターの職員がそういった機能をきちんと引き継いでいくためにはどうしていったらいいのか、色んなことが今後必要かと思えますので、改めて検討してまいりたいと思います。

○ **伊藤部会長**

よろしく願いいたします。

もうお時間ですが、どうしてもということがあれば、よろしいでしょうか。

まだ言いたいことがあるかと思えますが、その扱いについても、後ほど事務局から説明していただきます。

本日、皆さんから非常に多くの貴重な御意見いただき、次回の資料作成に随分と参考にしていただけるのではないかなと思いました。

どうもありがとうございました。

(2) **その他**

○ **伊藤部会長**

それでは議事「(2) その他」について事務局から説明をお願いします。

○ **司会**

事務局から2点御連絡させていただきます。

まず1点目、今後のスケジュールでございますが、先ほどの御説明にもありましたけれども、本日を含めて4回開催を予定してございまして、次回は、4月頃を予定してございます。日程につきましては、後日、部会長・委員の皆様と調整させていただきまして、決まりましたら、改めてご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

2点目でございますが、お手元の資料の最後に用紙を付けさせていただきましたが、本日、お話しいただいたこと以外に、時間の関係上、割愛せざるを得なかったような御意見もあるかと思しますので、そちらにつきましては、用紙に御記入の上、ファクシミリや電子メールで御送付いただければと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○ 伊藤部会長

ありがとうございます。

事務局からの説明で何か確認したい点はありますか。よろしいでしょうか。

本日は、限られた時間の中で、非常に熱心に話し合い、また、御意見をいただきありがとうございます。

以上をもちまして、議事の一切を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

4 その他

なし

5 閉会

○ 司会

以上をもちまして、第21回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。